

只見町豪雪対策本部から

只見町では、近年にない積雪の現状から、平成30年1月27日付で「只見町豪雪対策本部」を設置いたしました。今後、交通の確保や住民生活安定のために一層の努力をいたしますので、皆様のご協力をお願いします。

なお、今後雪により、事故や被害が発生した場合には、区長を通じるか直接、役場町民生活課(Tel82-5100)までご連絡ください。

●除雪について

《作業時の事故防止につとめましょう》

- ◎作業は家族や隣近所に声をかけ、できるだけ二人以上で行いましょう。
- ◎晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんでいます。
- ◎屋根の雪下ろしは次の点に注意して行いましょう。
 - 建物の周りに雪を残して
 - はしごの固定を忘れずに
 - 低い屋根でも油断は禁物
 - 面倒でも滑り止め・命綱とヘルメットの装着を忘れずに
- ◎作業開始直後と終了前は特に慎重に作業を実施するとともに、疲れたときは休憩しましょう。
- ◎除雪機の取り扱いには安全に、慎重に行ってください。詰まった雪の除去をする時は、必ずエンジンを切ってください。また、雪を飛ばす場所など周囲の安全を十分確認して除雪してください。
- ◎作業の時は携帯電話を持っていきましょう。
- ◎側溝のふた(グレーチング等)は、雪投入後は必ず閉めてください。

《ご協力ください》

- ◎屋根からの落雪により道路がふさがった場合は、所有者の方や地区内の協力等により片側通行を確保していただき、翌朝の除雪までお待ちください。
- ◎雪押し場については、対象となる土地所有者のご協力をお願いいたします。

●雪道の運転・通行について

- ◎急ブレーキ、急ハンドルは危険です。また消雪区間では、たまった水をはじき、歩行者にかかる場合がありますので、減速してやさしい運転を心掛けてください。
- ◎雪を乗せたまま走ることも危険ですので、車輻から雪を落とし見通しのよい状態で運転してください。
- ◎雪の壁で交差点の見通しが大変悪くなっています。急な飛び出しに十分注意願います。

- ◎路上駐車は除雪作業を大変困難にします。路上駐車をしないよう心掛けてください。
- ◎歩道への無断駐車は歩行者の通行や歩道除雪の作業に障害となります。歩道への駐車をしないようにしてください。
- ◎歩行者は、道幅が狭く大変歩きにくい状態となっております。夜間は特に車輛に注意し、反射材等を着用してください。道路横断・交差点は特に注意し、左右の確認を十分に行って歩行してください。
- ◎屋根からの落雪には十分に注意し通行してください。家屋の所有者は、通行者や隣家に危険が及ばないようご配慮をお願いします。

●火災、灯油流出事故の予防について

- ◎暖房機の取り扱いに注意してください。特に暖房機の上部で洗濯物をかわかすことは、洗濯物の落下により火災を引き起こす原因となりますので絶対にしないよう注意してください。
- ◎雪の重みでガスや灯油の配管が破損する場合がありますので、注意・点検をお願いします。

●地域での助け合いについて

- ◎一人暮らしや高齢者、体の不自由な方の世帯には特に配慮しお互いに助け合うよう心掛けてください。〈向う三軒両隣、声掛け合って助け合い！！〉
- ◎冬期間の除雪などでお困りの方は、保健福祉課にご相談ください。
- ◎只見町には除雪支援保険事業制度があります。詳しくは保健福祉課、各振興センターにお問い合わせください。
- ◎各振興センターには、高齢者住宅等を除雪するための貸出しできる除雪機がありますのでご利用ください。

●各連絡先電話番号

- ◆豪雪対策本部 町民生活課 82-5100
- ◆保健福祉課 84-7010
- ◆只見振興センター 82-2141
- ◆朝日振興センター 84-2111
- ◆明和振興センター 86-2111
- ◆町道除雪関係 環境整備課 82-5270
- ◆国道除雪関係 山口土木事務所 72-2234

<只見町豪雪対策本部>

<町民生活課>